

令和8年度新品種ノリブランドロゴデザイン制作業務 委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が委託する「令和8年度新品種ノリブランドロゴデザイン制作業務」の企画提案募集に当たり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書は、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和8年度新品種ノリブランドロゴデザイン制作業務

2 業務の目的

県が開発した、従来品種よりも色が黒く、旨味、歯切れ、口溶けともに優れるといった特徴を持つ新品種ノリ「CTBFL-P241」について、今後の販売促進に向けて、新品種の名称から想起されるブランドロゴデザインを公募等により制作するに当たり、ロゴデザインの制作支援業務を委託する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

4 業務の内容

新品種の名称に係るブランドロゴデザインを公募等により制作するに当たり、多くの応募があるよう効果的な広報を行うとともに、制作にかかる一連の事務を円滑かつ効果的に進めるため、下記（1）～（4）の業務を委託するものである。（各項目の詳細は5に記載のとおり。）

- （1）作品の募集及び受付
- （2）応募作品の審査・選考
- （3）公開及び使用に向けたデザインの調整
- （4）その他の独自提案事項

また、ロゴデザイン制作に係るスケジュール（予定）は次表のとおりとし、具体的な日程については、本仕様書に記載があるもののほか、県と協議の上、定めるものとする。

日程	内容
令和8年7月上旬	新品種の名称の公表（受託者には事前に名称を通知）
7月～8月	募集準備及び事前広報
8月～10月	作品の募集及び受付（募集期間は60日程度）
12月～令和9年1月	応募作品の審査・選考 ① 一次審査 県及び受託者により、候補作品を10～15点程度選出 （候補作品について受託者による知的財産関連調査を実施） ② 二次審査（県による選考会） 選考会で意見を聴取の上、最優秀賞1点（採用作品）及び優秀賞2点程度を選出 ※受託者は、県が開催する会議に出席すること

なお、業務の実施に当たり、本委託業務の受託者（以下「受託者」という。）は、県のノリ養殖業及び新品種ノリ「CTBFL-P241」の特徴などを十分に理解した上で、内容や方法等について

て県と十分に協議し、その承認を受けた上で行う。

5 業務の詳細

業務の詳細は以下のとおりとする。

なお、本項の内容は、特に記載あるものを除き、受託者の費用負担と責任において実施するものである。

(1) 作品の募集及び受付

ア 募集準備

円滑かつ効果的な募集・選考を実施するため、県と協議の上、募集要項を作成する。

なお、募集するロゴデザインは、新品種の名称から想起されるデザインとし、新品種の名称を文字で入れることを条件とする。また、以下の新品種のコンセプトも踏まえ、募集要項を作成する。

- ・ちば海苔のアイテムの一つで、希少性のあるプレミアム海苔
- ・贈答品や高級飲食店など、特別な場面をワンランク引き上げる存在
- ・加工や流通の工程で生じる割れ欠け部分も有効活用（サステナブル）

イ 募集に係る広報

作品募集に係る広報を行う。広報の実施に当たっては、多数の応募が確保できるよう、マスコミ媒体、チラシ・ポスター等の紙媒体、ホームページやSNS等を活用した広報の提案を行い、県と協力して実施する。

なお、県ホームページ等の県の広報媒体以外を使用する場合の費用等は受託者の負担とする。

また、作品募集は、デザインを学べる学部・学科・コース等を設置している県内の学校（3校程度）に対しても実施することとし、募集時には、試食用（八つ切り）ノリ等を発送する。募集を行う学校は県と協議して決定することとし、試食用ノリの購入（約1万袋）や発送に係る費用等は受託者負担とする。

企画提案の際は、作品募集に係る具体的な広報手段（その広報手段の再生回数や印刷数も含む）及び作品募集先として想定している学校を企画提案書に記載する。

ウ 応募作品の受付

応募作品の受付及び応募者等からの問合せへの対応（原則電子メール）を行う。

なお、応募作品は応募者の希望により、電子データ又は紙媒体のいずれでも受け付けることとし、ウェブサイト上の応募フォーム及び郵送での送付先を準備する。

※ウェブサイトは、県ホームページ又は受託者のウェブサイト内で作成する。本業務のために新たにウェブサイトを開設する場合は、業務終了後に第三者に悪用されることのないよう、本業務期間の終了後も一定期間はドメインの管理をする等適切に対応する。

エ 応募作品の管理

受け付けた応募作品について、以下のとおり管理する。

(ア) すべての応募作品について、電子データ（紙媒体で受け付けた応募作品については電子データ化すること）で整理するとともに、併せて、応募者の情報、ロゴデザインに込められたメッセージ等を記載したリストを作成する。リスト作成の際は、応募作品が、募集要綱の要件を満たしていること及び法的・社会的な観点（反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの、公序良俗その他法令の規定に反するもの等）から問題がないことを確認し、その結果も記載する。

(イ) 応募作品の電子データ及び作成したリストは、募集期間終了後1週間以内に県へ提出する。

(ウ) 個人情報は「千葉県個人情報保護条例」に基づき適正に管理する。

(エ) 受け付けた紙媒体は、本業務終了後 1 年間適切に保管した後、廃棄する。

(2) 応募作品の審査・選考

ア 一次審査

一次審査は、応募作品の中から、県と受託者が協力して、最優秀賞及び優秀賞の候補作品を選出するものとする。

受託者は、一次審査において、以下の業務を実施する。

(ア) 円滑かつ効果的な選考を実施するため、県と協議の上、審査方法や審査基準を作成する。

(イ) 選出を担当するデザイナーなどの専門家は、決定した審査方法や審査基準に則り、県と協力して 10～15 点程度を選出する。企画提案の際は、選出を担当する専門家の実績等を企画提案書に記載する。

イ 候補作品の知的財産関連調査

受託者は、アで選出された作品について、弁理士等による先行商標調査として、既に公表されている作品と同一または類似ではないこと及び第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを確認する。確認結果は取りまとめの上、県に提出する。

なお、提出時期は二次審査のスケジュールを踏まえ、県と協議の上、決定する。

ウ 二次審査（選考会）

イによる調査結果を踏まえて選出された作品について、二次審査（選考会）により、最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点程度を選出する。二次審査の開催等は、原則として県で実施するが、必要に応じ、適切な審査のための資料作成、助言及び補助を行う。

なお、選考会委員は、令和 7 年度に実施した名称制作の選考会委員を基に 9 名程度を選出し、謝金は 1 人 5,000 円、旅費は実費を受託者が支給する。

(3) 公開及び使用に向けたデザインの調整

採用された作品を広く活用していくため、県及び応募者と協議しながら、最優秀賞、優秀賞に選出されたデザインの調整を行う。

調整にあたり、ロゴデザインはカラー、モノクロいずれでの使用もできるよう各パターンを作成し、それぞれ電子データ（PDF、JPEG、AI 形式）を作成する。

なお、調整後のロゴデザインの提出時期は二次審査のスケジュールを踏まえ、県と協議し決定するものとする。

※電子データは、最終版を PDF 形式及び修正・変更が可能な状態のオリジナルファイル形式で納品する。

(4) その他の独自提案事項

上記（1）～（3）の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案があれば実施する。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

また、企画提案の際には、内容とともに、期待される効果や価値を客観的に評価できる情報（例：発行部数、読者・視聴者数、一般的な価格、類似事例での成果など）を具体的数値とともに示す。

制作物の規格及び内容が大幅に向上する場合は、本項目の企画提案の追加要素（審査の加点対象）として取り扱う。ただし、これのみで本項目の企画提案とすることはできない。

6 納品

(1) 納品先

千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎18階
千葉県農林水産部水産局水産課流通加工班

(2) 納品時期

上記各項目による。

※受託者の責めに帰すべきでない理由により、作成スケジュールに遅れが生じた場合等は、県との協議により変更を認めるものとする。

(3) 納品方法

電子データを一式記録したUSBメモリ又はメール等により提出する。

※県のメールサーバーの受信容量は7.2MBまでであることに留意する。

7 著作権等の取扱い

この契約により制作される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 成果品に係る所有権及び著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく、他に複製、公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 受託者は、成果品について、受託者その他第三者が著作権者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 受託者は、その作成する成果品が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、県に対して保証する。
- (4) 受託者は、その作成する成果品が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。ただし、受託者が損害賠償額として負担する額は、業務委託料として受託者が受領した額を上限とする。
- (5) 採用するロゴデザインから生じる商標権等の権利者は県とする。
- (6) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (7) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (8) 本業務の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(7)の規定を準用する。

8 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守しなければならない。

(2) 業務責任者の配置

受託者は、事業を実施するに当たり、業務責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と緻密に打ち合わせを行い、その指示に従うものとする。

9 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

なお、本業務の委託期間終了後も同様とする。

10 その他

(1) 個人情報の取扱い・管理

受託者は、業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間中及び契約終了後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

受託者は、業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺漏のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、当該特約条項従う。

(3) 業務の再委託

受託者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託については、書面により県の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(5) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じた場合、委託費用の取扱いについては、事業の進捗状況に合わせて県と受託事業者で協議の上、決定する。

(6) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議するものとする。

(7) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合、受託者は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をする。

また、その対応や経過については、速やかに県に報告する。